

1 依頼事項

令和6年10月13日に、南アルプス市内で85歳女性が死亡した交通事故が発生、その後も断続的に高齢者が死亡する交通事故が発生し、11月22日に韮崎市内で発生した死亡事故により、「高齢者の交通死亡事故防止運動実施要領」に定める発出基準（60日間で5件以上）となりました。

本年は、昨年よりも死亡事故が減少傾向にありましたが、10月以降、死亡事故が多発している状況であり、なかでも、全交通事故死者に占める高齢者の割合は、11月24日時点で62.5%と極めて高い状況となっております。

つきましては、次のとおり情報提供をしますので、市町村、関係機関・団体等におかれましては、県内の交通事故発生状況に対する危機意識を共有し、保有する媒体を最大限活用した迅速できめ細かい広報、街頭における高齢運転者・歩行者に対する直接指導、会合等の機会を捉えた交通安全教育などの事故防止対策を徹底し、平穏な日常が一変する悲惨な交通事故が県内で増加している危機的状況を県民の皆様にお伝えすることにより、交通安全の気運情勢に一層努めていただきますようお願いします。

2 県内の交通事故発生状況

県内の高齢者を含む全体の交通事故発生状況（対前年比）【11月24日時点】

- 発生件数 1733件（-85件、-4.7%）
- 負傷者数 2104人（-123人、-5.5%）
- 死亡事故件数・死者数 24件、25人（-3件-2人、-7.4%）
うち高齢者死者数 14件、15人（-4件-3人、-16.7%）

○過去の死亡事故推移

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
全年齢	25人	21人	32人	25人	29人
うち高齢者	12人	12人	15人	13人	19人

3 高齢者の交通死亡事故の状況

(1) 死亡事故発生状況（11月24日時点）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
件数	1件	0件	2件	0件	1件	1件	1件	1件	2件	1件	4件
人数	1人	0人	2人	0人	2人	1人	1人	1人	2人	1人	4人

(2) 死亡事故の状態別内訳

- ・歩行中等（4件、4人）
- ・自動車運転中（8件、9人）
- ・二輪車運転中（1件、1人）
- ・自転車運転中（2件、2人）

(3) 注意報発出に係る交通事故の状況については、別紙のとおり。

4 広報・啓発時における留意点

(1) 高齢運転者に対してお願いして欲しいこと

- ・ 慣れた道でも漫然とした運転にならないよう、基本の励行と交通ルールを遵守すること
- ・ 自己の身体機能に応じた安全運転を徹底すること
- ・ 体調管理を徹底すること（体調不良時は運転を控える）

(2) 高齢歩行者に対してお願いして欲しいこと

- ・ 安全・確認の徹底と交通ルールを遵守すること
- ・ 近くに横断歩道がある時は、横断歩道を利用すること
- ・ 夜間は反射材の着用を徹底すること

(3) その他（全年齢層の皆様へ）

- ・ 高齢運転者、高齢歩行者の特性を踏まえた安全運転を徹底すること

①死亡交通事故（南アルプス署）

令和6年10月13日、南アルプス市の国道52号で、軽四乗用車と自転車が出合頭に衝突し、自転車を運転していた女性（85歳）が、多発性外傷で死亡する交通事故が発生した。

②死亡交通事故（南甲府署）

令和6年11月7日、甲府市の道路で、普通乗用車と歩行者が衝突し、歩行者の女性（82歳）が多発外傷により死亡する交通事故が発生した。

③死亡交通事故（甲府署）

令和6年11月13日、甲府市の市道丁字路交差点で、普通乗用車と歩行者が衝突し、歩行者（88歳）の男性が死亡する交通事故が発生した。

④死亡交通事故（日下部署）

令和6年11月13日、甲州市の市道で、普通乗用車が脱輪し、普通乗用車を運転していた運転手が葡萄畑に転落し、運転していた男性（87歳）が死亡する事故が発生した。

⑤死亡交通事故（甲斐署）

令和6年11月22日、韮崎市の国道20号で、普通乗用車と歩行者が衝突し、歩行者の女性（79歳）が死亡する交通事故が発生した。

高齢者の交通事故防止運動実施要領

1 目 的

本県は、高齢化率の進行が全国平均を上回り、交通事故に占める高齢者の被害の割合も高い状況となっている。

高齢者の特性を踏まえた安全運転の推進や効果的な交通安全の普及啓発を早急に進めるため、交通安全運動の主催機関・団体、協賛機関・団体は、それぞれの工夫を凝らした高齢者対策を幾重にも実施するものとし、高齢者の交通事故防止の徹底に努めるとともに、県民の交通安全意識の一層の醸成を図る。

また、山梨県交通安全対策本部、山梨県交通対策推進協議会は、県内で発生した高齢者の死亡事故の発生状況や事故防止対策等の情報を関係機関・団体等に発信し、情報の共有化等を図るとともに、同一時期の運動展開による効果的な対策の実現に向け、支援を行う。

2 主 唱 山梨県交通安全対策本部・山梨県交通対策推進協議会

3 主催機関・団体、協賛機関・団体（山梨県交通安全運動基本要綱別記1のとおり）

4 実施期間 通年

5 運動の内容

- 交通安全運動の主催機関・団体、協賛機関・団体は、それぞれの組織の性格や特性を十分に活かして、工夫を凝らした独自の効果的な事故防止対策の実施に努め、既存の交通安全事業・運動等と連動させた高齢者交通事故防止のための効果的な取り組みを行う。
- 山梨県交通対策推進協議会は、高齢者（65歳以上）が被害者となった県内の交通死亡事故に着目し、県警本部からの情報提供を基に、60日間で5件以上の交通死亡事故が発生したとき、事故状況の情報、考えられ得る事故防止対策等についての分析を行い、「高齢者の交通死亡事故防止注意報」を発出し、市町村や山梨県交通対策推進協議会構成機関、団体に情報提供を行う。
- 交通安全運動の主催機関・団体、協賛機関・団体は、「高齢者の交通死亡事故防止注意報」、を受け、関係機関への情報伝達と情報の共有化を図るとともに、事故防止対策を行う。
- 山梨県交通対策推進協議会は、全県の高齢者が集まるイベント会場で啓発活動を行う。